

改正案	現行
<p style="text-align: center;">かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会傍聴要領</p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴席の区分) 第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。</p> <p>(傍聴人の決定等) 第3条 一般席の定員は10人以内とし、会議の都度、協議会の座長（以下「<u>座長</u>という。）が会議室の収容人員等を考慮して定める。 2 座長は、傍聴希望者を会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。 3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。</p> <p>(傍聴席に入場することができない者) 第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。 (1) 決定した傍聴人以外の者 (2) 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者</p> <p>(傍聴人の守るべき事項) 第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。</p> <p>(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止) 第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に協議会の座長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(秩序の維持) 第7条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をすることができる。 2 座長は、前項の指示をしたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。</p> <p><u>(オンライン開催時の特例)</u> <u>第8条 会場を設けず、Web会議システムによるオンライン開催時の傍聴は、Web会議システムへ入室を認めることにより行う。この場合、傍聴人はWeb会議システムのカメラ及びマイクをオンにすることはできない。</u> <u>2 オンライン開催時の傍聴人の定員は10人以内とし、傍聴希望者は開催日の2開庁日前までに氏名及び電子メールアドレスを事務局に届け出るものとする。</u> <u>3 傍聴人の決定方法は第3条第3項を準用することとし、事務局は決定した傍聴人に対し、届け出られた電子メールアドレスにWeb会議システムへの入室に必要なID及びパスワードを送信する。</u> <u>4 第4条から第7条までの規定は、これを準用する。</u> <u>5 通信回線の不具合により傍聴人に不利益が生じたとしても、協議会はその責を負わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会傍聴要領</p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会（以下、「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴席の区分) 第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。</p> <p>(傍聴人の決定等) 第3条 一般席の定員は10人以内とし、会議の都度、協議会の座長（以下、座長）が会議室の収容人員等を考慮して定める。 2 座長は、傍聴希望者を会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。 3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。</p> <p>(傍聴席に入場することができない者) 第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。 (1) 決定した傍聴人以外の者 (2) 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者</p> <p>(傍聴人の守るべき事項) 第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。</p> <p>(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止) 第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に協議会の座長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(秩序の維持) 第7条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をすることができる。 2 座長は、前項の指示をしたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。</p>

(実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月 日から施行する。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。